

青森市工事請負契約標準約款等の改正について（令和8年4月1日実施）

▼改正概要

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正した第三次・担い手3法を踏まえた改正

(1) 請負代金内訳書に明示する条項の新設

適正な労務費の確保及びそれに伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）、材料費、労務費、安全衛生経費及び建退共掛金について、請負代金内訳書において内訳明示する項目として規定するもの。

（工事請負契約標準約款第3条）

改正後	改正前
<p>（請負代金内訳書及び施工計画書等）</p> <p>第3条(A) 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び施工計画書を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（請負代金内訳書及び施工計画書等）</p> <p>第3条(A) 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び施工計画書を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

(2) コミットメント条項の新設

賃金や労務費等の適正な支払いを担保するため、受注者が発注者に対し、適正な賃金や労務費をそれぞれ雇用する技能者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて発注者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる条項（「コミットメント条項」という。）を規定するもの。

（工事請負契約標準約款第3条の2）

改正後	改正前
<p><u>（適正な労務費の確保等）</u></p> <p>第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、<u>労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された<u>労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払う</p>	<p>（新設）</p>

<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u></p> <p>4 <u>発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>(2) 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p>5 <u>受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p>	
--	--

2 その他公共工事標準請負契約約款の改定を踏まえた改正

(1) 他の機関が発注した工事との調整規定の新設

受注者の施工する工事と他の機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他の機関との調整を行うものとする旨を規定するもの。

(工事請負契約標準約款第2条)

改正後	改正前
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工について、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 略 (新設)</p>

(2) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって、受注者に不利益な取扱いをしてはならない旨を規定するもの。

(工事請負契約標準約款第23条・第24条・第25条)

改正後	改正前
<p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法)</p> <p>第24条(A) 略</p> <p>2 <u>発注者は、前項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協</u></p>	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略 (新設)</p> <p>(請負代金額の変更方法)</p> <p>第24条(A) 略 (新設)</p>

<p><u>議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>第24条(B) 略 2 略 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>4 略 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 略 2~8 略 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>第24条(B) 略 2 略 (新設)</p> <p>3 略 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 略 2~8 略 (新設)</p>
---	---

(設計等業務委託契約標準約款第24条・第25条)

改正後	改正前
<p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第24条 略 2 略 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条第1項に規定するあっせん又は調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。 (業務委託料の変更方法等)</p> <p>第25条 略 2 略 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条第1項に規定するあっせん又は調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第24条 略 2 略 (新設)</p> <p>(業務委託料の変更方法等)</p> <p>第25条 略 2 略 (新設)</p> <p>3 略</p>

(3) 前払金の使途に関する規定の見直し

前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行うもの。

(工事請負契約標準約款第36条)

改正後	改正前
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p> <p>2 受注者は、<u>中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p>	<p>(前払金の使用)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。</u></p> <p>(新設)</p>

3 字句の整理等

各契約標準約款及び各請書標準約款について、字句の整理等を行うもの。

(工事請負・設計等業務委託・物品供給・物品修繕・物品交換・印刷製本請負契約標準約款各条)

(工事請負・設計等業務委託・物品供給・物品修繕・印刷製本請負請書標準約款各条)

▼実施期日

令和8年4月1日

※令和8年4月1日以降に見積依頼、指名通知又は入札公告する契約に適用する。